

平成 24 年 9 月 28 日

各 位

いちよし証券株式会社

法人関係情報の管理態勢の概要及び強化・改善策について

平成 24 年 8 月 24 日付の日本証券業協会からの会員向け要請に基づき、当社は、法人関係情報の管理態勢について点検を実施し、平成 24 年 9 月 28 日に報告書を提出しましたので、その要旨を下記に公表いたします。

記

1. 法人関係情報の管理態勢の概要

当社は、以下の法人関係情報の管理に向けた取り組みを含む法令遵守のための態勢整備に積極的に取り組んでいます。

(1) 法人関係情報の取扱いに関する社内規則

当社は、「法人関係情報管理規程」及び「内部者取引管理規程」を法人関係情報の取扱いに関する社内規則として整備しています。これらの規則につきましては、必要に応じて、適宜内容の見直しを行っています。

(2) チャイニーズ・ウォールの整備状況

当社では、法人関係情報に基づく不公正取引を防止するため、イン部署とアウト部署との間に情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）を設置しています。具体的には、部署ごとに独立した執務室を設け、他部署への入室制限を設ける等の物理的な遮断措置を講じて、各部署の情報が不用意に他部署へ漏洩しないようにしているほか、意図せず情報が伝達されることを防止するため、イン部署とアウト部署については、フロアを分けております。また、電子データを保存するサーバについても部署ごとに作成し、他部署のサーバに許可なくアクセスできないようアクセス制限により情報を遮断して

います。かかる運用については、人事異動に対しても適切な対応がなされるように、定期的なアカウントの棚卸し等の適宜の措置を講じています。

(3) 法人関係情報管理の実効性確保のために実施している施策

当社では、法人関係情報管理の実効性を確保するため、厳格な施策を講じています。

法人関係情報入手時の報告義務

法人関係情報を入手した担当者は、「法人関係情報報告書」を作成し、同報告書をコンプライアンス部に送付することが義務づけられています。

重要度に応じた管理

コンプライアンス部では、報告を受けた法人関係情報について、その重要度に応じ、情報のランク付け（A・B・C）を実施します。その上で、情報ランクA及びBの場合に自己売買停止のロックをかける等、情報ランクに応じた管理施策を講じています。なお、情報ランクがCの場合は、特段の規制を原則として設けていませんが、今後ランクの高い情報に進捗すると予想される情報については、当該情報の進捗について、適宜モニタリングしています。

上記の他に、

- ・ 当社の法人関係情報を管理する財務・企画部への入室管理
- ・ 法人関係情報報告書の厳重保管
- ・ 他部署への情報伝達についての事前承認制
- ・ 法人営業部の担当者が投資銀行部門の担当者と顧客企業を訪問するに際してのコンプライアンス部に対する連絡手続

等、様々な法人関係情報管理に関する施策を講じています。

(4) 引受部門及び法人営業部門に対する管理部門によるモニタリング・社内検査

当社では、法人関係情報の報告漏れや漏洩等を防止するため、法人関係情報登録銘柄の売買モニタリングや案件進捗モニタリング等、管理部門による引受部門及び法人営業部門に対するモニタリングを、定期的ないし随時の時期に実施しています。また、検査部及び内部監査部による各部署に対する検査及び監査についても、定期的を実施しています。

(5) 不公正取引防止に関する社内研修の実施

当社では、コンプライアンス部が主体となり、法令変更や社内ルールの周知徹底等を目的とした研修を定期的に各部署に対して実施しているほか、法人関係情報を取得または利用する可能性のある部署に配属された従業員に対しては情報管理の徹底を主眼とした新任研修を実施しています。また、年に一度、全従業員に対して、e - ラーニングによるコンプライアンス試験を実施しています。

2. 法人関係情報の管理に関する今後の取組み

当社は、従来から法人関係情報管理が極めて重要な課題であることを認識しており、上記態勢のもと、法人関係情報の十分な管理に注力して参りました。当社は、これまで取り組んできた施策及び態勢整備が適切なものであったと認識していますが、金融商品取引業者として求められる公共的な役割を踏まえ、以下に述べる点を含め、さらなる内部管理の強化に努めて参ります。

(1) 社内規程等の強化及び周知徹底

社内規程、コンプライアンス・マニュアル及び業務マニュアルに関し、実効的な情報管理の観点から、業務上必要のない法人関係情報の追求・詮索、取得しようとする行為の禁止等を含め、一層の強化を図って参ります。また、役職員に対して、さらなる周知徹底を図って参ります。

(2) 職業倫理・情報管理等に関する研修の徹底

当社では、役職員の基本的な心構えとしての「クレド」()を全役職員が常に携帯するとともにオフィスに掲示するなど、職業倫理の向上に努めて参りました。また、これまでも法人関係情報管理等に関する研修を役職員に対して継続的に行い、問題発生未然防止及び社内ルールの周知に努めて参りましたが、今後にもかかる研修を継続的に行って参ります。特に倫理研修、情報管理等に関する研修については、より充実したものとなるよう努めて参ります。

() 当社のクレド <http://www.ichiyoshi.co.jp/about/compliance/index.html>

(3) 情報管理及びモニタリングの強化

法人関係情報の厳正な管理を担保すべく、法人関係情報入手部署等に対する管理部

門のモニタリングを継続するとともに、報告を受けたものの法人関係情報に至らない情報についてもその後の進捗を確認する等、モニタリングの内容をより強化して参ります。

(4) 内部通報制度の周知及び活用

当社は、不祥事の防止および健全な職場秩序の維持のため、外部法律事務所を通報先とする内部通報制度を設置していますが、十分にその活用ができていない状況にあります。より活用されやすい制度となるよう改善し、当制度の再周知を図って参ります。

以 上